

令和8年度第 62 回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

- 1 日 時 令和8年7月17日（金）14:00～15:42
- 2 場 所 県庁9階 大会議室
- 3 出 席 者

◆委 員(五十音順、敬称略)／出席委員 12 名

井芹聖文、川島聡、莚田信之、桑原敏典、立石麻美子、筒井愛知、
中塚幹也、長野真澄、光延忠彦、薬師寺明子、矢庭さゆり、山下美紀

◆アドバイザー（敬称略）／出席 1 名

濱田陽子

◆岡山県／出席 21 名

県民生活部部長、危機管理課長、デジタル推進課長、国際課長、くらし安全安心課長、地域医療推進課長、健康推進課総括参事、疾病感染症対策課長、福祉企画課長、指導監査課長、地域福祉課長、障害福祉課長、子ども家庭課長、長寿社会課長、労働雇用政策課長、人権教育・生徒指導課長、人権・男女共同参画課長、人権・男女共同参画課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部部長あいさつ

委員の皆様には、大変お忙しい中、人権政策審議会に御出席いただき、また、平素から本県の人権施策の推進への格別の御理解と御協力いただいていることについて、お礼申し上げます。

さて、最近の人権に関わる動向としては、SNSの普及に伴い、インターネット上での誹謗中傷などの人権侵害が深刻化しており、今国会でも、選挙におけるSNS対策に向けた改正情報流通プラットフォーム対処法が成立したほか、SNSの利用を巡るリスクからの青少年の保護など、国において、様々な議論が進められている。

このような中、県でも「第6次岡山県人権政策推進指針」を本年3月に策定したところである。策定に当たり、皆様には、熱心に御審議いただき、改めて感謝申し上げます。本指針に基づき、すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら共に生活する「共生社会おかやま」の実現に向け、庁内の関係15課で構成する部局横断組織の人権啓発マトリックスで人権施策を総合的・効果的に推進していくこととしている。

本日は、委員改選後、最初の審議会であり、新たに桑原委員、立石委員、中

塚委員、長野委員、難波委員、山下委員、矢庭委員、アドバイザーとして濱田様に御就任いただいている。お引き受けいただき、改めてお礼申し上げる。

岡山県人権政策審議会は、人権政策に関する重要事項についての調査審議を行うこととしている。皆様から専門的な御知見を賜り、本県の人権施策の推進に活かすこととしたい。

最後になるが、本日の会議が有意義なものとなるようお願いし、開会挨拶としたい。

2 議 題

(1)会長及び副会長の選任

事務局案を求める発言があり、事務局から、会長に川島委員、副会長に薬師寺委員、筒井委員を提案したところ、出席委員の承認を受け、選任された。

(2)第6次岡山県人権政策推進指針について

～別添資料「第6次岡山県人権政策推進指針 概要版」に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(3)行政説明 前半 項目1～10

～別添資料No. 1に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(事前質問及び回答の概要)

～別添資料No. 2のとおり～

(議題に対する説明後の質疑・応答)

(委員等)

性的マイノリティの人々について、相談窓口に様々な分野の専門の方がいて相談を受ける体制ができれば良いと思うが、なかなかうまくいっていない。県内でうまく相談を受けてもらえず、全国の相談窓口を紹介する事例もあると聞く。

相談窓口について、実際に相談を受けている専門職の方に対する研修を行ってほしい。県の研修は動画を活用したものであったかと記憶している。動画について、この分野はどんどん移り変わるため、内容のアップデートが必要と考える。内容のアップデートは進んでいるのか伺いたい。

(人権教育・生徒指導課長)

教職員向けのオンデマンド教材について、都度変更するということを行っているが、教職員がそれぞれの見やすい時間に見て、理解を深めるよう促している。

(委員等)

視聴率について、全教職員の何%程度が視聴しているのか。

(人権教育・生徒指導課長)

全教職員の何%が視聴したかのデータまでは把握していないが、例えば、研修の受講前には、視聴を必須とした上で、参加するよう促すなど視聴率が向上するよう取り組んでいる。

(委員等)

資料No. 1 P 5 「2 人権教育の推進」において、「現状と課題」には、性的マイノリティの記載があるが、「現在の対応策」「今後の取組方針」には、項目立てをして記載してほしい。

P 10 「3 インターネット上の人権侵害」において、今はトランス女性へのヘイトが深刻なので、性的マイノリティ或いは性の多様性も含め、取組を進めてほしい。

P 12 の「4 女性」において、「男女」という表現があるが、「性別による差別」や「性別によらない対等なパートナー」「性別にかかわらない人権」のように記載内容を見直してほしい。

(委員等)

資料No. 1 P 17 の「5 子ども」において、学校内でのいじめや自殺の調査で、外国では、「性の多様性に関する理由」を選択肢に入れているが、文部科学省の調査では、選択肢に入っていない。このため、「性の多様性に関する理由」を原因とするいじめや自殺等の割合については、把握ができないものとする。岡山県の調査では「性の多様性に関する理由」を原因とするいじめや自殺等の割合の把握はできているのか。

(人権教育・生徒指導課長)

自殺等の調査に「性の多様性に関する理由」を選択肢に含めているのかという点について、チェックリストのような形で把握することまでは行っていないが、個々の事例について、原因や理由を掘り下げていく中で、そういった課題があれば、より詳しく調査を行うこととしている。

いじめでも、自殺でも、重大事案と認定される場合は、第三者の意見も聞きながら調査を行うため、そういった観点も含め、掘り下げていくことはあり得る。

(委員等)

取扱いが難しいと思うが、例えば、同性のカップルが飛び降りるという事例があった場合など、何%程度そういう方がいるかという視点で数字を把握する

ことは大変重要であると考えてる。

(委員等)

障害者の法定雇用率について、民間企業の中には動くことが難しい身体障害者を対象から除外して達成している例が見受けられる。重度の身体障害者の方なども含め、雇用を推進していただきたい。

また、こうした雇用実態のデータを見られるようにしてほしい。

(会長)

委員の話のとおり、性の多様性については、どんどん変わっていくので、研修資料の内容の更新は必要と考える。また、法定雇用率制度において、知的障害のある人が取り残されがちな現状や、仕事の切り出しが難しいという問題もあるので、引き続き、審議会でも議論していきたい。

(委員等)

資料No. 2、No. 3の子ども家庭課の回答の「深夜外出」「スマホやインターネットを通じて知り合った人と実際に会うこと」を「悪いこと」とする認識に乖離がある」について、どの程度の調査規模で、行われたものか。また、実際に乖離があったのは、どの程度の割合となるのか。

また、相談の内訳について、医療的な措置なのか、警察や児童相談所による措置なのか具体的な数字があれば教えてほしい。

(子ども家庭課長)

県では携帯電話会社と連携したフィルタリングの実施や講師派遣事業などの取組を進めている。

例えば、「インターネット上の犯罪」については、警察の事案となるが、その中で、児童が関わるものについては、児童相談所へ通告され、対応が行われる事例もある。しかしながら、具体的な数字は、持ち合わせていない。

(委員等)

現場の教員は多忙であって、人権教育や指導に手が回らなくなることを危惧する。現場の教員が日常的に取り組めるよう、教材や動画などによる支援を1回限りにせず継続して取り組んでほしい。

(人権教育・生徒指導課長)

現場の教員は多忙を極め、働き方改革やなり手不足といった課題も抱える中

で、苦勞しながら教育活動を行っている。そうした中でも、しっかりと必要なことができるように改革を進めている。

まずは、しっかりと温かみのある学校環境を作っていくことに留意した取組を昨年度から行っている。

また、現場の要望に基づき、様々な人権課題に合った講師を派遣し、出前講座を行う「心と命のサポート事業」を実施しており、昨年度は109回講師派遣を行っている。

また、繰り返しの支援として、全ての県立学校において、3年に1回の頻度で研修を実施している。

(3)行政説明 後半 項目 11～19

～別添資料No. 1、No. 3に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～
(議題に対する説明後の質疑・応答)

(委員等)

資料No. 1 P44「13 性的マイノリティの人々」について、この度、国は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」を閣議決定したが、法律の施行から基本計画策定まで3年もかかるなど、国の対応は遅く、かなり後ろ向きとを感じる。

啓発について、国の啓発資材を待つとなると、対応が遅くなる。そういった点にも留意してほしい。

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度は、県内の市町においても、導入が進んでおり、自治体間での連携も進んでいる。

岡山県も、導入に向けた検討を進めてほしい。

P49「16 被災者」において、性的マイノリティの方についての記載がない。東日本大震災の際には、実際に性的マイノリティの方が困った事例もあり、防災マニュアルへの記載など検討を進めてほしい。

P47「15 自殺問題」について、相談員の理解が十分でない場合、相談した方が窓口で差別を受ける懸念があることから、相談窓口の相談員に対する研修などを通じ、相談員の人材育成を行うことが必要とを感じる。

(人権・男女共同参画課長)

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」が閣議決定されたことから国から啓発資料等が送付されるものと承知しており、そういった資料も活用しながら、啓発に取り組んでまいりたい。また、県職員向け研修でLGBTQの当事者の方から直接、お話を聞く機会を設けるなど、理解増進に向けた取組を推進しているところである。

また、先ほどの災害時における性的マイノリティの方についての御意見は参考にさせていただきたい。

(委員等)

資料No. 1 P32「10 ハンセン病患者・元患者及びその家族」、P50「17 刑を終えて出所した人及びその家族」について、「家族」に対しては、どういった対応策、取組を行っているのか。また、学校教育について、人権教育のコマ数を増やすといった動きがあるか。

(疾病感染症対策課長)

元患者だけでなく、家族にまで偏見・差別が及ぶため、家族も含めた広い範囲で理解が深まるよう、普及啓発を行っている。

また、学校教育の中では、例えば、入所者の方に協力していただき「語り部講演会」を開催している。ハンセン病への理解を深めるとともに、実際に入所者の方の生の声を聞いてもらい、いじめなど自分に身近な様々な課題を自分事として考えてもらえるように取り組んでいるところである。

(くらし安全安心課長)

再犯防止のための相談事業として、満期で出所された方、仮釈放された方、保護観察期間を終了した方、御本人と御家族を対象に県保護司会連合会に委託する形で相談を受けている。

(人権教育・生徒指導課長)

教科ではないため、コマ数が指定されているものではないが、特別活動や道德の時間など様々な機会を通じて、実施している。

各学校の実態や児童生徒の状況に応じて、テーマを選択している。最近ではいじめやインターネットに関する内容を取り扱うことが多くなっている。

小中高あわせて、50%以上の学校が何らかの形で人権教育に取り組み、インターネットに関しては6～7割の学校が取り組んでいる。また、教員を対象とした研修の割合も年々上昇してきている。

(委員等)

資料No. 1 P50「17 刑を終えて出所した人及びその家族」について、「家族」は刑を終えて出所した人が戻る場所としての意味合いか。

(刑に服している人の)「家族」については、被害者であり、加害者側でもある。表裏一体であり、加害者「家族」もいろいろな面で二次被害を受けると考え

る。刑に服している段階の人の「家族」への支援も必要だと思う。

（くらし安全安心課長）

つらい目に遭われている方もおられることから、今後に向けての検討課題としたい。

（委員等）

現状がもう少し見える表現としてほしい。特に資料No. 1 P46「14 ホームレス（路上生活者）」について、岡山県で路上生活者の方がどの程度いて、どの程度、生活困窮者の自立支援制度を利用しているかなど、示してほしい。

P49「16 被災者」について、豪雨災害後の対応として、まだ課題が残っているのか、クリアされた課題があるかなども、示していただくと良いと思う。

（委員等）

日本語指導が必要な児童生徒はここ数年で非常に増えていると考えるが、そういった児童生徒の現状と課題、特に高校における支援体制の現状や今後の方針についても検討してほしい。

（委員等）

資料No. 1 P47「15 自殺問題」について、報道によると若年女性の自殺の多さが指摘されている。例えば、高校を卒業した後の18歳の方は孤立しやすいのではないかと考えており、特に発達上の特性があって、なかなか就業に結びつかないような方は施策からこぼれ落ちてしまうことを懸念する。こういった施策を講じているのか。

（地域医療推進課長）

全国では中高生の自殺が過去最高となっているとの報道がされるなど、若年層の自殺対策は重要な課題と認識している。

市町村教委からハイリスクケースとして連絡があった場合に対応するため、主に子ども・若者を対象としたアウトリーチチームを設け、専門知識を持った職員が家族や本人に接触して課題解決を図る取組を行っている。

また、顕在化していない人々については、今年度からNPO団体と連携協定を締結し、SNSを中心に相談を受け付けるとともに、本人の承諾があった場合には、県精神保健福祉センターが接触して対応する。

（会長）

発言がなかった委員、アドバイザーの皆様から一言ずつお願いしたい。

(委員等)

資料No. 1 P49「16 被災者」について、例えば、離乳食など、妊産婦に対する配慮や支援が全国的に十分になされていないという結果が出ている。啓発のみでなく、より具体的な取組を検討できれば良い。

資料No. 1 P1「人権施策の推進」について、大学と連携した取組として、教職課程を履修している大学生向けに人権教育を行うことで将来、教員になったときに人権をより深く考えられるようになると考える。

(委員等)

特段意見はない。

(委員等)

昨今、福祉事業所での不適切な行為や虐待などの事件も発生している。起こさないための研修のみでなく、起こった後の対応についてもしっかりと力を入れて取り組んでほしい。

(委員等)

インターネットの世界は、急激に変化している。次回の岡山県人権政策推進指針の改定は、5年後と認識しているが、インターネットの世界は変化が激しいため、事前に変化を想定して、先回りした対策が重要と考える。

具体的には、3つの課題を想定する。

1つ目はA Iの利用による人権侵害であり、2つ目はSNSの年齢制限についてである。SNSの年齢制限については、業者による年齢の確認を義務化する法律が来年国会で審議されることが見込まれる。この法律が成立するまでの1年間は、規制がない状態でSNSが利用されることとなり、本来ならば、18歳以上が使うSNSを低年齢の児童が利用することなど、インターネット上の人権侵害への対策が必要になるものと考ええる。

3つ目は情報教育に関する教科の新設である。教科の新設については、それを教える教員への十分な支援が重要となる。

また、生徒用タブレットについては、市町村ごとにルールが異なり、ある市町村では、ユーチューブを視聴できない一方で、別の市町村では、視聴はできるが、ルール上禁止するにとどまっている事例がある。市町村ごとに子どもたちの学習環境が大きく異なっている。

子どもたちを取り巻く学習環境は過酷であり、そういった事例にも、十分に配

慮してほしい。

(会長)

委員から貴重な意見をいただいた。県の担当課においては、本日の意見を参考に今後の人権施策を推進してほしい。

(4)その他

意見等、特になし

以上で本日予定の審議は終了した。